

○鹿沼市自転車放置の防止に関する規則（抜粋）

平成11年6月21日規則第22号

改正

平成12年12月22日規則第31号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿沼市交通安全対策条例（平成11年鹿沼市条例第16号。以下「条例」という。）第8条第7項の規定により、放置自転車の防止対策に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

（標識の設置）

第3条 市長は、前条の規定により自転車の放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、標識（様式第1号）を当該区域内の自転車の利用者によって見やすい場所に設置するものとする。

（移動する自転車の措置）

第4条 市長は、条例第8条第2項の規定により公共の場所に放置されている自転車を撤去するときは、撤去しようとする日の前日から起算して前7日に当たる日が終わるまでに、当該自転車に撤去通告書（様式第2号）を取り付け、当該自転車の利用者に対し、撤去することを通告しなければならない。

（保管自転車の措置）

第5条 市長は、条例第8条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、その旨を自転車保管台帳（様式第3号）に記載し、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。

2 条例第8条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を市役所及び出張所の掲示場に14日間掲示することにより行うものとする。

- (1) 撤去年月日
- (2) 放置されていた場所
- (3) 保管の場所
- (4) 保管した自転車の車名、型式、塗色等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保管した自転車を返還するため必要と認められる事項
- (6) 保管した自転車を引き取らない場合の措置

中略

様式第2号（第4条関係）

<p>撤 去 通 告 書</p> <p>このまま自転車を放置するときは、鹿沼市交通安全対策条例の規定に基づき、</p> <p>年 月 日</p> <p>この自転車を撤去します。</p> <p>年 月 日</p> <p>鹿 沼 市</p>
--